

京都バーチャルオフィス利用規約（2018年度版）

<https://www.executive-suite.jp/>

第1条 サービスの内容

当社サービスはバーチャルオフィス全般（住所表記、会社登記・郵便及び宅配物受取保管、電話転送、FAX受信・転送）及び、その他バーチャルオフィスに関連したサービスです。

第2条 利用規約

■利用契約の成立

当社バーチャルオフィスサービスの契約は申込者が本規約を理解・承認の上、当社への申込みに対して当社がこれを承認したときに成立するものとします。

■利用の開始

会員は本規約を承諾し、当社の定める月額料金、初期費用等（別紙に表記）を当社指定の口座に入金し、それを当社が確認した時点より当社の提供するサービスの開始となります。尚、システムの都合によりサービス開始まで日数をいただく場合があります。

バーチャルオフィスの契約は、申込みに対して弊社が指定した証明書

（法人の場合：取得3ヶ月以内で全部履歴の法人登記簿謄本、代表取締役の顔写真付き身分証明書。個人の場合：顔写真付き身分証明書。）を提出していただきます。

尚、入会金はサービス登録料として扱われますので申込者の如何なる理由においても返金は致しません。

■利用期間

利用契約期間の最低契約単位は6ヶ月間とします。

6ヶ月間に満たない解約の場合は、6ヶ月に足りる利用料金を支払うことで解約できるものとします。

■契約の更新について

当社サービスの利用期間は、契約者が当社に対し、書面をもって解約の旨を通知しない限り、自動で継続します。

■申込みについて

当社バーチャルオフィスの利用申し込みは、当社指定の申込書に必要事項を記入し、郵送にて申込みを行います。

■申込みの拒否について

当社は、次のいずれかに該当する場合には、バーチャルオフィスの申込みを承諾しないか、或いは承諾後であっても承諾の取り消しを行う場合があります。

- ① 申込書に虚偽の事実の記載があった場合。
- ② 申込み後に虚偽の事実が発覚した場合。
- ③ 法律に反する、若しくは公序良俗に明らかに反する業務を行う、又は行おうとする場合。

（会員の不適格者）会員不適格者については当社は強制解除できるものと致します。また、必要に応じて警察に通報、届け出致します。

- ① 第三者へご迷惑をかける行為・犯罪行為・違法行為に当社サービスを利用される方。またはその恐れのある方。
- ② 素行不良・言動横暴な方。
- ③ 会費等利用代金が未納な方。
- ④ 申込み時の内容に虚偽等があった場合。
- ⑤ その他当社が不適格と判断した場合。

■届出事項の変更等

契約者は利用の届出事項（氏名・名称・連絡先住所・電話番号・支払手段等）に変更が生じた場合は、速やかに当社まで変更を記載した書面を提出し、ご連絡ください。ご連絡がない場合、これに伴う利用者の不利益については当社は一切責任を負わないものとします。

■契約の切り替えについて

個人契約から法人契約に切り替える場合は、法人登記簿謄本、代表取締役の顔写真付き身分証明書を提出し、当社の審査を経由することにより成立します。

第3条 サービス提供の停止・中止

■利用の停止

電話転送サービスの通話料が月途中にて保証金の50%額を超える、または通話料金締切日までに超えるであろうと予想される場合は、保証金を追加入金していただきます。追加できない場合はサービスの利用を停止させていただきます。

保証金の追加につきましては、請求日から土日を含まず3営業日以内とさせていただきます。

料金の請求をした時点でご連絡がつかない場合にはサービスを停止いたします。その後3営業日以内にお支払い・ご連絡がつかない場合は理由の如何を問わず契約を解約扱いとさせていただきます。

■利用の中止

当社は次のいずれかに該当する場合、サービスの中止をすることがあります。

また、当社サービスが中止された場合において会員に損害が発生した場合、当社では一切の責任は負えません。

- ・当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- ・当社の電気通信設備のやむを得ない障害が発生したとき。

第4条 解約

■利用の解約

会員の希望により契約期間6ヶ月経過前に通知すれば、6ヶ月経過後に解約できるものとする。

保証金は解約の2ヶ月後（通話料金はNTTからの請求次第なので約2ヶ月程度掛かります）に返金致します。

料金等の未払いがある場合は保証金から差し引かせて頂きます。精算が終わりましたら返金もしくは追徴のご連絡を致します。ただし、連絡が取れない場合、会員番号・暗証番号が明確でない場合は返金は致しませんのでご了承ください。

■解約後の住所変更

ご利用期間満了後、1ヶ月以内に郵便局や税務署・法務局など関係各所へ住所変更手続きを行なってください。解約月の翌月末以降は一切、郵便転送は行ないません。ご注意ください

（例：4月末契約期間満了解約→5月末まで郵便転送）

■利用の強制解除

原則として当社は会員の当社サービスのご利用に関しては一切関知致しませんが、違法・迷惑行為を目的とするご利用は禁止致します。尚、サービス中発覚した場合は発覚次第サービスを強制解除させていただきます。当社は会員が以下に定める行為を行った場合、本契約を直ちに解除できるものとします。

一度強制解除された会員は再度契約することはできません。また、以下の内容を承諾したものとします。

- ① 利用料金を滞納した場合。
- ② 当社に損害を与えた場合。
- ③ 契約書の内容が事実と異なる場合。
- ④ 会員の利用内容を法的機関により法律違反の可能性を指摘された場合。
- ⑤ 当社が貸出し住所を利用しての不正使用、公文書類の偽造行為、登録外名義で住所使用した場合。

- ⑥ 会員が違法、犯罪行為、第三者へのご迷惑をかける行為を行っているとして当社が判断した場合。
- ⑦ その他当社が会員として不適切だと判断した場合。

第5条 郵便物の取り扱い

■保管

到着した会員の郵便物・宅配物の管理は、保管品をお渡し時まで当社が十分配慮し、保管致します。但し、保管期間が1ヶ月を超える保管品については破棄させていただきます。

■紛失

受け取り物の紛失・破損については当社では一切の責任を負えません。

■郵便物の内容

当社へ到着する郵便・宅配物は以下のものはお受け取り、転送はできません。

生もの・動物・危険物・冷蔵、冷凍が必要な物・3辺の合計が160cm、重さ20kg以上の郵便物・銀行やYahooからの書留郵便や債権回収業者からの書類・裁判所等の機関からの特別送達郵便物・現金書留・電信為替・その他法律に触れる可能性があるものの受取りはできません。

第6条 免責事項

■利用者の責任

天災地変、停電、電話線不通、転送機器等の故障、その他当社の責めに帰さない不可抗力により当社サービスが提供できなくなった場合、会員はそれによって生じた損害を当社に請求せず、当社はその責を一切負わないものとします。

郵便物の受取り代行は致しますが、保管責任は一切負わないものとします。

会員の行った行為による第三者からの苦情があった場合、当社としては一切の責任を負わないものとします。

会員が当社サービスを通じて、他の会員または第三者に対して損害を与えた場合、

会員は自己の責任と費用において解決し、当社には一切損害を与えないものとします。

当社サービスを通じて発生しうるリスクは全て会員が負うものとします。

当社貸出住所の公開・使用目的は全て会員の責任管理とします。当社では会員の住所の公開・使用内容の責任は一切負わないものとします。

第7条 守秘義務

当社は会員の情報をいかなる場合も第三者に漏洩することはありません。但し、当社がサービスを提供している会員の行動に対する法的機関からの問い合わせがあり、その内容に事件・違法性があると当社が判断した場合は、その会員の契約状況を開示します。

第8条 損害賠償

当社は会員が当規約に反した行為、不正若しくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

以上、全てに同意いただいた場合は、申込書に捺印ください

〒602-0853

京都市上京区荒神口宮垣町 91-102

株式会社バロックワークス

代表取締役 松村裕樹

TEL 075-257-7746 / FAX 075-257-7747